

## 平成24年度 第1回白井市市民参加推進会議 次第

日 時：平成24年5月30日（水）  
午後3時～5時

場 所：白井市役所3階第2会議室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 会長あいさつ

#### 3. 議 題

- 1) 平成23年度答申「今後の取り組み」提言 に対する取り組み実績（報告）
- 2) 市民参加推進会議への諮問事項について
- 3) 平成24年度市民参加推進会議の進め方について
- 4) 平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（審議）

#### 4. 閉 会



議題 1. 平成 23 年度答申に対する取り組み実績について(報告)

	提言内容	取り組み・実績
総合的評価からみた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市として情報提供のあり方について整理し、統一理解のもとで提供することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供施策の推進に関する基本方針を制定【平成 24 年度】 <b>資料 1</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年層や働き盛り世代に情報を発信するときには、広報しろいと併せてホームページにより情報を補完的に発信することで、多くの市民に情報を伝えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来別々の担当業務であった、広報しろい作成業務とホームページの管理業務を統合し、秘書広報課が一元的に行う。 【平成 24 年度】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「どうしたら」情報がわかりやすく伝わるか意識する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報しろいについて、市民アンケートを実施予定【平成 24 年度】</li> </ul>
運用の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市政に参加する市民の顔ぶれが同じに参加する市民の実数が少ない。</li> <li>● 様々な世代や職業、性別の市民が市政に対して市民参加できるように住民基本台帳からの無作為抽出された市民が市民参加を行うなどの研究が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 23 年 10 月 29 日に実施した事業仕分けにおいて、市民感覚を採り入れるために、住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となり、事業仕分けを実施。今年度も実施を予定。 【平成 23 年度・平成 24 年度】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報などで表記を行うときは、「パブリックコメント(意見公募)」と日本語を併記して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報しろい(平成 24 年 1 月 15 日号)、市ホームページ(平成 23 年 11 月)から、日本語を併記 【平成 23 年度】</li> </ul>

## 議題 2. 市民参加推進会議への諮問事項について

### 1. 平成 23 年度実施事業における総合的評価（市民参加条例第 25 条第 2 項第 1 号）

	事業名	担当課	開始時期	完了時期
1	第 5 期高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業（継続審議）	高齢者福祉課	平成 22 年度	平成 23 年度
2	白井市環境基本計画策定事業（継続審議）	環境課	平成 22 年度	平成 23 年度
3	美しい景観形成推進事業（新規評価）	都市計画課	平成 22 年度	平成 26 年度
4	白井市除染実施計画策定事業（新規評価）	環境課	平成 23 年度	平成 24 年度
5	（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業（新規評価）	市民活動支援課	平成 23 年度	平成 24 年度
6	白井市地域福祉計画策定事業（新規評価）	社会福祉課	平成 23 年度	平成 24 年度
7	（仮称）白井市産業振興条例策定事業（新規評価）	商工振興課	平成 23 年度	平成 24 年度
8	（仮称）白井市暴力団排除条例策定事業	市民安全課	平成 23 年度	平成 24 年度
9	地域防災計画推進事業	市民安全課	平成 23 年度	平成 25 年度

### 2. 市民参加の方法の研究及び改善（市民参加条例第 25 条第 2 項第 2 号）

#### ・市民討議会について

##### 【平成 23 年度答申】

様々な世代や職業、性別の市民が市政に対して市民参加できるように、住民基本台帳からの無作為抽出された市民が、報酬を得て、専門家からの情報提供を得ながら、市の課題について討議して提言を行う市民参加の手法の研究が必要です。

### 3. 市民参加条例の見直しに関すること（市民参加条例第 25 条第 2 項第 1 号）

#### ・市民参加の実施機関の拡大及び対象事業の拡大について

##### 【平成 23 年度答申】

市民参加の更なる推進を図るために、市民参加条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する必要があります。  
大規模施設の整備計画については条例に大規模施設の定義がないことから、条例により定義することが望ましいと考えます。ただし、市民生活に何らかの影響を与える施設については十分に考慮する必要があります。

### 議題 3. 平成 24 年度市民参加推進会議の進め方について

#### 1. 会議審議の方針について

##### (1) 総合的評価について

総合的評価は、市民参加条例に基づき各事業における市民参加が適切に行われているかどうかについての評価です。

具体的には事業の形成過程において、必要性和効率性から適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の方法は適切な手順により実施されたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたかについて評価するものです。よって、事業のあり方等を評価するものではありません。

##### (2) 会議運営について

市民参加推進会議は公開された会議です。議事録作成の際に、どの委員の発言かが明確となるように、原則として挙手による発言を心がけて下さい。

また、議事録は、概要録として作成しますが、発言内容は公開いたしますので、発言の趣旨を明確にして発言して下さい。

##### (3) 答申の取り扱いについて

市民参加推進会議の検討結果をとりまとめて市長に答申します。

市長は、答申結果に基づき職員に業務改善の指示を行うとともに、市民に対して広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナー、図書館等で公開します。

#### 2. 視察候補地について

	市町村	日程
千葉県	習志野市	10 月頃
千葉県	富津市	6 月 24 日 (日)
千葉県	木更津市	6 月 24 日 (日)
千葉県	市川市	6 月 18 日 (日)
神奈川県	茅ヶ崎市	10 月頃
茨城県	筑西市	7 月 15 日 (日)
東京都	調布市	検討中
栃木県	真岡市	7 月 7 日 (土)
栃木県	栃木市	7 月 29 日 (日)
群馬県	高崎市	9 月 8 日 (土) ・ 9 日 (日)

※マイクロバスの利用を想定

### 3. 答申までのスケジュールについて

#### (1) 会議の概要について

- ・平成 24 年度の市民参加推進会議は 5 回を予定
- ・市民討議会の他市での実施状況を視察
- ・12 月までに市長に答申書を提出
- ・12 月中に広報しろい・市 HP・図書館・情報公開コーナーで公表

#### (2) 答申のまとめまでの各回の議題と審議内容

日 程	議題と審議内容
第 1 回： 5 月 30 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問内容について</li> <li>・平成 24 年度市民参加推進会議の進め方について</li> <li>・総合的評価について</li> </ul>
第 2 回： 6 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的評価について</li> <li>・市民討議会について (坂野准教授)</li> </ul> <p><b>※半日～1 日を想定</b></p>
第 3 回： 7 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民討議会視察 (土・日のいずれか)</li> </ul>
第 4 回： 9 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書まとめ案について</li> <li>・市民討議会について (報告)</li> <li>・市民参加の条例の検証・見直しの方向性について</li> </ul>
第 5 回： 11 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度答申書まとめ</li> </ul>
11 月 中 12 月 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長に答申書提出</li> <li>・広報しろい等で公表</li> </ul>

※視察先によって、各回の議題内容が前後する場合があります。

## 議題 4. 平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について (審議)

### 1. 総合的評価対象事業の詳細について

資料 2

### 2. 市民参加の総合的評価 チェック項目について (討議)

資料 3

## 情報提供施策の推進に関する基本方針

平成 24 年 3 月 5 日 決裁

### 1 趣旨

市では、現在、情報提供の充実を後期基本計画の重点取組事項に掲げ、情報提供施策に取り組んでいる。

市は、これまでも情報提供に努めてきたが、市民に必要な情報が提供されているか、市民が理解しやすい情報が提供されているか、市民が利用できる情報が提供されているかといった視点から、今一度、情報提供について検討する必要がある。

現在の行政運営は、多様化する市民ニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図るため、行政主導による施策展開から、行政が市民とともに地域の課題に取り組み、解決していくことが求められている。このような状況の中、市からの一方向の情報提供ではなく、市と市民の双方向の情報交流により、市民参加・協働を推進することが一層重要となっている。

市民参加・協働を推進するに当たって、市民との信頼関係を一層深め、より良好なパートナーシップの確立を図るため、情報提供施策の推進に関する基本方針を定め、職員一人ひとりが情報提供の役割、提供する情報、提供方法等を再認識することにより、積極的に情報提供施策の推進に取り組むこととする。

### 2 情報提供の役割

情報提供とは、市民からの公開の請求を待つことなく、市が任意に市政に関する情報を提供し、市民が必要とする情報を常に入手できる状態にしておくことである。

情報提供の果たす役割は、市民の市政への理解を促進すること、市が説明責任を遂行すること、市政の透明性を向上させることをはじめ、市民が容易に必要な情報を入手し、それを利用して自らの生活を充実させること、市民が行政活動を監視し、その結果を判断することなど多様である。

また、提供する情報、提供時期、提供方法等を工夫することにより、市と市民の双方向の情報交流が実現し、行政活動に対する市民の意見・要望の把握、更に市政への反映につながることとなる。

### 3 提供推進情報

市は、次の情報について市民に提供するよう努めるものとする。ただし、白井市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）第 9 条に規定する非公開情報に該当する場合は除く。

#### (1) 市の長期計画その他の市の重要な計画、方針等及びこれらの中間段階の案

市の重要な計画、方針等とは、白井市総合計画をはじめ、各課等

において策定される〇〇計画、〇〇プラン等の情報で、名称を問わず類似のものも含む。

また、中間段階とは、時間的又は物理的な中間ということではなく、案としてまとまった段階をいう。

## (2) 政策会議に付議された案件の概要及び決定事項

政策会議については、行政内部の会議であり、会議そのものの公開には必ずしもなじまないが、市政運営の基本的方針、重要な施策等を決定する場であることから、政策会議に付議された案件の概要及び決定事項について提供することとする。

## (3) 市の主要事業の実施状況

市の主要事業とは、当初予算における主要事業を指すが、年度途中に実施決定した事業であって、主要事業に類するものも含む。

主要事業は、長期にわたり実施する事業、市の中心的施策として集中的に投資する事業又は市民の関心が特に高いと思われる事業であるため、当該事業の概要、進捗状況、今後のスケジュール等を提供することとする。

## (4) 政策・施策・事務事業の評価に関する情報

政策・施策・事務事業の評価に関する情報とは、市の政策・施策・事務事業について、事前・事後を問わず、市が実施主体（第三者への委託等を含む。）となつて、一定の基準や指標等により評価したもの（内部評価及び外部評価を含む。）をいう。具体的には、事務事業評価、市民参加実施状況評価等を指す。

## (5) 財政及び入札に関する情報

財政に関する情報とは、予算の編成過程、予算書、補正予算書、決算書、財政指標等の財政全般に関する情報を指す。

入札に関する情報とは、入札結果、一般競争入札の概要等を指す。

## (6) 公用又は公共の用に供される施設の整備等に関する情報

公用又は公共の用に供される施設とは、行政財産に属する不動産のことをいい、具体的には、庁舎、出先機関その他市が事務事業を実施するための施設及び道路、公園、学校その他市民の一般の利用に供する施設をいう。

整備等とは、施設の新設のほか、改修や大規模な修繕も含む。

## (7) 環境、福祉、健康、防災等市民生活に密接な関係がある情報

制度案内情報、子育て支援策や高齢者支援策といった市民生活支援情報、災害情報や感染症流行情報といった注意喚起情報等を指し、市民の関心が特に高い情報である。

## (8) 市に寄せられた市民の主な意見、要望等及びこれらへの対応状況

市に寄せられた市民の主な意見、要望等とは、市長への手紙（メールを含む。）により寄せられた市民からの意見、要望等のうち、市民生活に広く関連するものを指す。ただし、市に対応を求めているものは除く。

## (9) 市民の意識、生活実態等に関する調査結果及び各種統計に関する情報

市民の意識、生活実態等に関する調査結果及び各種統計に関する情報とは、市民を対象に実施した意識調査、国や市が実施した統計調査等の結果をいう。

## (10) 情報公開請求の頻度が高い情報

同一の情報に対する情報公開請求を複数回受けて、その都度全部公開している場合は、公開請求を待つまでもなく、当該情報を積極的に提供することとする。

## 4 提供方法

提供方法例は次に掲げるとおりである。

- (1) 広報しろいへの掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 情報公開コーナーへの配架
- (4) 所管課等における閲覧
- (5) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (6) 報道機関への提供
- (7) 説明会等の開催

各提供方法には、それぞれメリットとデメリットがある。例えば、広報しろいは、多くの市民に提供できるというメリットがある反面、情報量が限られる、迅速さに欠ける等のデメリットがある。一方、ホームページは、掲載可能な情報量が豊富である、迅速かつ適時性のある情報提供が可能である、情報の検索が容易である等のメリットがある反面、インターネットを利用されない方には情報を提供できないというデメリットがある。

提供に当たっては、情報の性質等（誰にどのような情報を提供するのか）を勘案するとともに、情報格差が生じないように留意し、有効であると判断した方法を複数組み合わせ、提供方法のメリットを十分に発揮できるよう工夫するものとする。

また、提供する情報は、適切性（質的）と十分性（量的）を確保し、様々な年代の市民が理解できるような内容でなければならない。提供に当たっては、市民が理解しやすいよう、平易な表現とすること、専門用語には解説をつけること、情報量が多い場合は要約版をつけること等適宜工夫するものとする。

## 5 提供時期

情報は、一刻も早く提供すべきもの、十分な精査が必要なもの、そのまま提供できるもの等様々であるが、情報発生後速やかに（市ホームページ等の即時性のある提供方法の場合は、概ね1週間程度を目安とする。）提供するものとする。しかし、市民に分かりやすく説明するための補足説明を作成する必要がある場合等は、提供できる準備が整った時点で、早急に提供するものとする。

## 6 提供期間

情報を提供する期間は、当該情報が有用とされる期間とする。有用とされる期間が明確でない場合は、提供開始から1年間を原則とし、1年間を経過した時点で、情報の価値や有用性を勘案して、情報提供を継続するか否かを判断することとする。

ただし、多くの情報を掲載できるホームページでは、過去の情報をわかりやすく整理できる範囲内で蓄積するものとする。

また、提供期間中は、内容を更新する必要があるか否かを定期的に確認し、最新かつ真実の情報が提供されるよう留意しなければならない。

## 7 推進体制

情報提供施策を推進するためには、情報を提供する職員一人ひとりの情報提供に対する意識が重要であるとともに、市全体として、提供している情報が市民にとって分かりやすいか、容易に入手できるか、不足していないかを点検することが重要である。

情報公開・個人情報保護担当者は、所属課等における情報提供の状況を定期的に点検するとともに、情報提供の推進に取り組むものとする。

情報公開・個人情報保護担当者会議は、市全体の情報提供の状況を集約し、点検するとともに、情報提供施策の推進に関する事項の検討を行うものとする。

## 8 他の制度との調整

法令、条例等で情報の提供について定めがある場合は、当該法令、条例等の定めるところによるものとする。

なお、法令、条例等で情報の提供について定めがあるものとしては、次のようなものがある。

法令、条例等	内 容
図書館法	図書館の運営の状況に関する情報の提供
児童福祉法	保育所の設置者、設備及び運営の状況、入所定員、入所状況、職員の状況、開所時間並びに保育の方針に関する情報の提供
市民参加条例	行政活動に関する情報の提供
環境基本条例	環境の保全に関する情報の提供
白井市まちづくり条例	地区のまちづくりを支援する情報の提供
白井市水道事業給水条例	貯水槽水道の管理に関する情報の提供

### 附則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

資料2

平成23年度中実施した事業で、市民参加条例に該当し、実施した市民参加一覧

	事業名	担当課	開始時期	完了時期	審議会	パブ コメ	アン ケート	意見 交換会	ワー クシ ョット	その他
継続	1 第5期高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	高齢者福祉課	平成22年度	平成23年度	○	○	○			○
継続	2 白井市環境基本計画策定事業	環境課	平成22年度	平成23年度	○	○		○		
継続	3 美しい景観形成推進事業（新規評価）	都市計画課	平成22年度	平成26年度	○		○			○
新規	4 白井市除染実施計画策定事業	環境課	平成23年度	平成24年度		○				○
新規	5 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	市民活動支援課	平成23年度	平成24年度	○					
新規	6 白井市地域福祉計画策定事業	社会福祉課	平成23年度	平成24年度	○			○		○
新規	7 (仮称)白井市産業振興条例策定事業	商工振興課	平成23年度	平成24年度	○		○			
新規	8 (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業	市民安全課	平成23年度	平成24年度				○		
新規	9 地域防災計画推進事業	市民安全課	平成23年度	平成25年度						○

平成24年度中に実施予定の事業で、市民参加条例に該当するもの

	事業名	担当課	開始時期	完了時期
継続	1 美しい景観形成推進事業	都市計画課	平成22年度	平成26年度
継続	2 白井市除染実施計画策定事業	環境課	平成23年度	平成24年度
継続	3 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	市民活動支援課	平成23年度	平成24年度
継続	4 白井市地域福祉計画策定事業	社会福祉課	平成23年度	平成24年度
継続	5 (仮称)白井市産業振興条例策定事業	商工振興課	平成23年度	平成24年度
継続	6 (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業	市民安全課	平成23年度	平成24年度
継続	7 地域防災計画推進事業	市民安全課	平成23年度	平成25年度
実施予定	8 市役所庁舎整備事業	管財契約課	平成24年度	未定
実施予定	9 白井市交通安全計画	市民安全課	平成24年度	平成25年度
実施予定	10 白井市生活排水処理基本計画改定事業	環境課	平成23年度	平成24年度
実施予定	11 (仮称)団塊・シニア世代活動支援プラン	企画政策課	平成24年度	平成25年度
実施予定	12 地区のまちづくり計画策定・推進事業	企画政策課	平成24年度	未定



1. 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 高齢者福祉課 介護保険班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規事業    <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業</p> <p>第5期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 22 年 4 月 1 日 終了 平成 24 年 3 月 26 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>【事業の目的】 介護保険事業における保険給付の円滑な実施や補完する高齢者福祉事業の円滑な実施が確保されるよう3年を1期として事業計画を定めるもの</p> <p>【策定方法】 プランの策定は、市民、介護事業者、学識経験者の委員15人からなる介護保険運営協議会により審議いただきながら策定している。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

1. 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 21 年 12 月 18 日 ~ 平成 24 年 12 月 17 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 介護保険運営協議会
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 24 年 2 月 13 日 ~ 平成 24 年 2 月 27 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案についてパブリックコメントを実施する。
	<input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 1 月 31 日 ~ 平成 23 年 2 月 18 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 アンケート調査を3区分(要支援者、要介護者、市内在住40才以上)の対象約5,200人に対して実施
	<input type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> 住民投票の実施	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 1 月 19 日 ~ 平成 23 年 2 月 9 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
具体的な方法・実施の理由 アンケートや給付データだけではつかめない 実態を把握し、現実に即した計画を策定するため事業者等18 団体に対してヒアリングを実施。	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

2. 白井市環境基本計画策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 環境課 環境保全班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規事業    <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業</p> <p>白井市環境基本計画策定事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 22 年 11 月 11 日          終了 平成 24 年 5 月 31 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>白井市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境面から市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境保全と創造に関する長期的な目標や施策の方向性を示し、計画を推進するため、市を取り巻く環境の変化及び白井市総合計画を踏まえ、白井市環境基本計画を策定する。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

2. 白井市環境基本計画策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 4 月 13 日 ~ 平成 23 年 12 月 2 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 環境基本計画に関し、調査・検討を行い、計画案を立案し、検討委員会に報告した。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 24 年 2 月 15 日 ~ 平成 24 年 2 月 29 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 環境基本計画(素案)について、市民の皆様から意見を募集するため。
	<input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 22 年 12 月 1 日 ~ 平成 22 年 12 月 13 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 市民の環境に対する満足度や重要度などを把握するため。
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 10 月 17 日 ~ 平成 23 年 11 月 13 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施の理由/概要 環境基本計画(素案)について、市民及び環境団体から意見を募集、交換するため。	
<input type="checkbox"/> ワークショップの開催	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> 住民投票の実施	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> その他の方法	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
具体的な方法・実施の理由	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

3. 白井市景観基本計画策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 都市計画課 計画整備班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>新規事業    <input type="checkbox"/>継続事業</p> <p>美しい景観形成推進事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 22 年 4 月 1 日 終了 平成 24 年 3 月 31 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>白井市にふさわしい良好な都市景観、田園景観形成を図るため、「景観基本計画策定」「景観法に基づく景観条例及び景観計画策定の検討」等推進策の検討を行う。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/>緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/>金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/>政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

### 3. 白井市景観基本計画策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 22 年 10 月 28 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 景観基本計画等策定検討委員会を設置し、景観基本計画の検討を6回実施。
	<input type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 22 年 6 月 日 ~ 平成 22 年 7 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 景観についてのアンケートを小学校(4年生以上)、中学生及びその保護者を対象に実施。対象者約7,000人
	<input type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> ワークショップの開催	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> 住民投票の実施	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 24 年 2 月 2 日 ~ 平成 24 年 2 月 12 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
具体的な方法・実施の理由 景観に対する意識醸成のため、毎年1ヶ月程度市役所及び駅(白井駅・西白井駅)で景観写真展を行い、意見箱を設置して意見を聴取する。	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

4. 白井市除染実施計画策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 環境課 放射線対策室

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新規事業    <input type="checkbox"/> 継続事業</p> <p>白井市除染実施計画策定事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 23 年 4 月 1 日 終了 平成 24 年 4 月 30 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>【事業の目的】 市が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことを受け、放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関して、市が講ずべき措置などについて定めることにより、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに低減することを目的とする。</p> <p>【策定方法】 市放射線対策本部会議において計画案を作成し、市民及び団体代表等11名から成る市放射能汚染対策協議会での意見交換、パブリック・コメントによる市民意見の収集・反映、国等関係機関との協議を経て策定する。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

4. 白井市除染実施計画策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input type="checkbox"/>	審議会の設置
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメントの募集
	<input checked="" type="checkbox"/>	実施済 平成 24 年 3 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 14 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要 除染実施計画案について市民の意見を募集するため。
	<input type="checkbox"/>	アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/>	意見交換会の開催
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/>	ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
<input type="checkbox"/>	住民投票の実施	
<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	実施の理由/概要	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の方法	
<input checked="" type="checkbox"/>	実施済 平成 23 年 11 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日	
<input checked="" type="checkbox"/>	実施予定 平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 4 月 30 日	
	具体的な方法・実施の理由 市放射能汚染対策協議会の開催(意見交換)	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

5. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名： 市民活動支援課 市民活動支援班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新規事業    <input type="checkbox"/> 継続事業</p> <p>(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 23 年 7 月 29 日 終了 平成 25 年 3 月 31 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>【事業の目的】 市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するための推進の柱として、「市民参加・協働」が求められており、その市民参加・協働に関する基本的事項並びに第4次総合計画を推進するための指針となるプランを策定する必要があるため。</p> <p>【策定方法】 プランの策定は、市民・市民活動団体・事業、学識経験者の委員12人からなる策定会議委員と、市民参加・協働になじみの深い9課の職員からなる庁内策定部会で、合同でワークショップを開催するなど、一緒に計画を策定している。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

5. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 24 年 7 月 29 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議(市民・市民活動団体・事業者、学識経験者)
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 10 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 素案策定後1月程度実施予定
	<input type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 24 年 11 月 20 日 ~ 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 10 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 中間報告を市民大学校で実施。素案策定後、自治連合会、市民活動団体と意見交換会を開催予定
	<input type="checkbox"/> ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> 住民投票の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 7 月 29 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 具体的な方法・実施の理由 策定にあたり、「市民参加・協働のまちづくり」について市民、委員、職員を対象とした研修会を開催。

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

6. 白井市地域福祉計画策定推進事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 社会福祉課 厚生班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新規事業    <input type="checkbox"/> 継続事業</p> <p><u>白井市地域福祉計画策定事業</u></p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 <u>23</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日          終了 平成 <u>24</u> 年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p><b>事業の目的</b>          地域福祉計画は、地域と行政の役割分担を明らかにし、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉関する活動を行う者が相互に協力し、地域で支援を必要とする人が地域の一員として普通に暮らせるように地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p><b>策定の方法</b>          地域福祉計画は、計画の実行性を確保するため、地域の住民と地域福祉に携わるもので設置する組織を中心に策定し、行政は策定中の補佐を中心におこなう。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p><b>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p><b>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

6. 白井市地域福祉計画策定推進事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 7 月 27 日 ~ 平成 24 年 9 月 30 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 策定委員15名、策定作業部会員25名を関係団体関係者を委嘱
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 8 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 9 月 14 日 ~ 平成 23 年 11 月 9 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 7 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施の理由/概要 障害者、子育て、高齢者支援団体等グループ意見交換、6回実施/素案策定後の意見交換を予定	
<input type="checkbox"/> ワークショップの開催	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/> 住民投票の実施	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 9 月 10 日 ~ 平成 23 年 9 月 29 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
具体的な方法・実施の理由 福祉計画策定に向け、市民の学習会2回、住民座談会を7回実施	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

7. (仮称)白井市産業振興条例策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 商工振興課 商工振興班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>新規事業    <input type="checkbox"/>継続事業</p> <p>(仮称)白井市産業振興条例策定事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 23 年 7 月 6 日 終了 平成 25 年 3 月 31 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>【事業の目的】 市内産業の重要性を深く認識し、市の責務、事業者等の責務、市民の理解と協力など、基本的な事項を定めることにより市内経済の活性化及び健全な発展を促進し、もって調和のとれた地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【策定方法】 条例の策定は、市内産業振興に関連する庁内12課の職員および事業者代表3名からなる(仮称)白井市産業振興条例策定検討部会により条例及び実施に関する計画の素案を作成し、市民・事業者代表・農業者代表・学識経験者の委員13名からなる(仮称)白井市産業振興条例策定検討委員会による審議を行う。なお、条例の策定にあたっては、市民アンケート調査やパブリックコメント等により市民の意見を反映できるよう努めることとする。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/>緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/>金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/>政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

7. (仮称)白井市産業振興条例策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 7 月 6 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 (仮称)白井市産業振興条例策定検討委員会(市民・事業者代表・農業者代表・学識経験者)
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 8 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 (仮称)白井市産業振興条例及び計画の素案について、市民から意見を募集する。
	<input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 8 月 25 日 ~ 平成 23 年 9 月 15 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要 無作為抽出した20歳以上の市民に対し、市内産業の振興に関するアンケート調査を行った。
	<input type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> 住民投票の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> その他の方法
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 具体的な方法・実施の理由

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

8. (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 市民安全課 交通防犯班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新規事業    <input type="checkbox"/> 継続事業</p> <p>(仮称)白井市暴力団排除条例策定事業</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 23 年 12 月 <input type="checkbox"/> 日</p> <p>終了 平成 24 年 9 月 30 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>条例概要・目的 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」及び「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携、協力の下に推進するものとし、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</li> <li><input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</li> <li><input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</li> <li><input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</li> <li><input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</li> </ul> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由</li> <li><input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</li> <li><input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正</li> </ul>

8. (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業

5 実施した市民参加 の手法	<input type="checkbox"/>	審議会の設置
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/>	実施予定 平成 24 年 5 月 15 日 ~ 平成 24 年 5 月 28 日
		実施の理由/概要 条例案について、市民等の意見を募集する
	<input type="checkbox"/>	アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/>	意見交換会の開催
	<input checked="" type="checkbox"/>	実施済 平成 24 年 2 月 18 日 ~ 平成 24 年 2 月 18 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要 条例骨子案に対する意見交換会を実施
	<input type="checkbox"/>	ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		実施の理由/概要
<input type="checkbox"/>	住民投票の実施	
<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	実施の理由/概要	
<input type="checkbox"/>	その他の方法	
<input type="checkbox"/>	実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	具体的な方法・実施の理由	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

9. 地域防災計画推進事業

平成23年度市民参加実施状況調査票

課等・班名: 市民安全課 消防防災班

【概要】

<p>1 事業名</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>新規事業    <input type="checkbox"/>継続事業</p> <p>地域防災計画推進事業(地域防災計画修正業務)</p>
<p>2 事業期間</p>	<p>開始 平成 23 年 12 月 28 日 終了 平成 26 年 3 月 31 日    予定の場合は予定の日付を記入</p>
<p>3 事業の概要・目的</p>	<p>地域防災計画は、平成14年度に策定したものであり、土地利用等の環境変化により起こりうる災害想定に基づく被害予測を把握するため、防災アセスメント調査を実施するとともに、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を生かし、地域ごとのさまざまな災害に対し、的確に対応できる「災害に強いまちづくり」を目指し、白井市地域防災計画の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、地域防災計画の見直しと併せ、防災アセスメント調査結果を基に、地区別防災カルテ及び総合ハザードマップを併せて作成する。</p>
<p>4 市民参加を用いた理由</p>	<p>市民参加を行う理由(条例第6条第1項に規定する行政活動)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>市の基本理念を定める条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃</p> <p><input type="checkbox"/>市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p><input type="checkbox"/>その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>市民参加を行わない理由(条例第6条第2項に規定する行政活動)</p> <p><input type="checkbox"/>緊急その他やむを得ない理由</p> <p><input type="checkbox"/>金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃</p> <p><input type="checkbox"/>政策的な判断を要しない条項について条例の改正</p>

9. 地域防災計画推進事業

5 実施した市民参加 の手法	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会の設置
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 7 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 白井市防災会議条例に基づき設置された白井市防災会議において審議する。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの募集
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 25 年 9 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input type="checkbox"/> アンケート調査の実施
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会の開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施予定 平成 24 年 8 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要 小学校区ごとに2回程度実施
	<input type="checkbox"/> ワークショップの開催
	<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	実施の理由/概要
<input type="checkbox"/> 住民投票の実施	
<input type="checkbox"/> 実施済 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施の理由/概要	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 平成 23 年 9 月 日 ~ 平成 24 年 3 月 日	
<input type="checkbox"/> 実施予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
具体的な方法・実施の理由 自治会長・民生委員・地区社会福祉協議会等の意見を聞きながら地区別防災カルテの基礎資料とするために小学校区ごとの防災マップを作成した。	

※ 記入における注意事項

- ・  欄の該当箇所に○を記入して下さい。
- ・  には、文字又は数字を記入して下さい。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入して下さい。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、平成24年度以降に実施する場合は、予定に記入して下さい。

## 資料 3

### 市民参加の総合的評価チェック項目

この総合的評価は、市民参加条例のもとに適切な参加の方法を選択し、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価するもので、次の視点から検討し、点数を付けて評価をしてください。

#### (市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

#### (市民参加の方法) 第7条

- 行政活動における市民参加の基本的な次の7つの方法を選択しているか。
  - ・ 審議会等の設置 ・ パブリック・コメントの募集 ・ アンケート調査の実施
  - ・ 意見交換会の開催 ・ ワークショップの開催 ・ 住民投票の実施 ・ その他の方法
- 市民参加の方法を設定する場合は、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況により、参加する機会を失することのないように、適切な方法により、市民意見の反映に努めているか。
- 行政活動が終了するまで、どの時点でどの市民参加の方法を設定するのか。（年間スケジュール）

#### (意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項については、この限りでない。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

#### (意見の取扱い) 第8条

- 提出された意見について、非公開情報を除き、確実に公表しているか。
- 提出された意見の内容を原文のまま公表するのではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等意見の全体像がわかるように配慮しているか。
- 提出された意見に対し、逐条的に検討結果及びその理由を作成し、公表するのではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。

#### (意見の公表方法)

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

#### (意見の公表方法) 第9条

- 市民の意見の内容及びその検討結果等については、次の方法により速やかに公表しているか。
  - ・ 市の情報公開コーナーへの配置
  - ・ 市の広報紙への掲載
  - ・ 市のホームページへの掲載
  - ・ その他効果的に周知できる方法（担当窓口での供覧又は配布や各出先機関での供覧等）

(審議会等の設置)

第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等（以下「審議会等」という。）を設置することができる。

(審議会等の設置) 第10条

- 「審議会等」は、第6条第1項に規定する審議会及び委員会等並びに既に法令等により設置されている審議会であるかどうか。
- 「審議会等」の委員の構成・人数及び条例や要綱等の内容（設置日・任期含む）はどのようなものか。

(審議会等の委員)

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

(審議会等の委員) 第11条

- 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けているか。又、何名か。
- 市民公募枠を設けていない場合の理由は何か。
- 応募者の選考については、地域・性別・世代等に偏りが生じないよう、それぞれの審議会及び委員会等別に基準を設けているか。また、告示（市役所掲示板）等により公表しているか。
- 委員の任期は。
- 市民枠公募人員の増員はできないか。

(会議の公開等)

第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。

3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。

4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

(会議の公開等) 第12条

- 審議会等の会議は、原則として公開しているか。
- 会議の公開をしない場合は、その理由（次の理由等）を公表しているか。
  - ・個人のプライバシーに関わる情報に該当する場合。
  - ・利害が生ずる内容を審議する場合等
- 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しているか。
- 会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しているか。ただし、非公開情報に該当する事項については、除く。
- 傍聴者の人数は。

(会議録の作成及び公表)

第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

(会議録の作成及び公表) 第13条

- 作成した審議概要(会議録)については、公表に先だち、各委員等に発言内容の確認を求める等、記載内容の正確性を期しているか。
- 会議を開催したときは、会議録を作成し、会議に係る資料と併せ、これを公表しているか。ただし、非公開情報に該当する事項については、除く。

※留意点

- ・公表は、情報公開コーナー等において行う。
- ・原則、会議録原本には、発言者の氏名を記載するものとするが、公表する会議録には、発言者の氏名を掲載しない。

(パブリック・コメントの募集)

第14条 実施機関は、パブリック・コメント(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。)を求めることができる。

(パブリック・コメントの募集) 第14条

- 計画、条例(案)等の趣旨、内容等を予め公表しているか。
- パブリック・コメントを募集した場合、一定の期間内に市民が簡易な方法により意見を提出したか。
- その提出された意見については、施策に反映させているか。いないか。

(公表事項)

第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象とする事案及びその趣旨
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
- (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(公表事項) 第15条

- パブリック・コメントを求めるときには、事前に、次に掲げる事項を公表しているか。
  - ・対象とする事案及び事案の趣旨
  - ・意見の提出先
  - ・提出方法及び提出期間
  - ・意見を提出できる者の範囲
  - ・その他の必要な事項(検討結果の公表予定時期及び公表方法)
- 市民が対象事案となる条例等の案の内容を正確に理解し、積極的に意見を提出できるよう、十分かつ分かりやすい資料等が作成されているか。
- 公表の手法は何か。(広報紙及び市ホームページ等)

(パブリック・コメントの提出方法等)

第 16 条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。

- 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を 2 週間以上設けなければならない。
- 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求められることができる。

(パブリック・コメントの提出方法等) 第 16 条

- パブリック・コメントを募集するときは、次のような記録性を確保できる方法で行っているか。  
・郵便 ・ファクシミリ ・電子メール ・その他の方法 (担当窓口への直接の提出や信書便等)
- パブリック・コメントの提出期間を 2 週間以上設けているか。
- パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めているか。いないか。  
ただし、匿名での意見を排除するものではない。
- 提出された意見を公表する際には、意見提出者のプライバシーには十分配慮しているか。

(アンケート調査の実施等)

第 17 条 実施機関は、アンケート調査 (一定の質問形式で意見を問う調査をいう。以下同じ。) を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

(アンケート調査の実施等) 第 17 条

- アンケート調査を実施する際には、事前に目的、対象者、配票・回収方法、問合せ先などを明確にしているか。
- 公表方法はどのような手法か。(情報公開コーナー・広報紙・市ホームページなど)
- 提出された意見を公表する際には、意見提出者のプライバシーには十分配慮しているか。

※留意点

- ・一般的に、各種行政計画の策定段階において最もよく用いる方法
- ・公表目的は、次の段階で計画策定作業が予定されることが多いため、その参考資料とするため。

(意見交換会の開催)

第 18 条 実施機関は、意見交換会 (市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。) を開催することができる。

(意見交換会の開催) 第 18 条

- 意見交換会を行ったか。又は行う予定があるか。
- 意見交換会終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設けているか。

※留意点

- ・市民対 行政という対立の構造ではなく、対等な立場での議論の場として、また、市民同士の自由な意見交換の中からも多様な意見を導き出すことを目的として「意見交換会」を実施。

(開催日等の事前公表)

第 19 条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

(開催日等の事前公表) 第 19 条

- 意見交換会を開催しようとする場合は、次に掲げる事項を公表しているか。
  - ・開催日時 ・開催場所 ・対象とする事案の内容 意見を述べることができる者の範囲
  - ・その他必要な事項 (担当課名、参加可能人数 (会場の都合により)、検討結果等公表予定時期など。
- 開催にあたっては、平日の夜間、土・日曜日など、市民が参加しやすい日時の設定に努めているか。
- 地域の偏在なく一人でも多くの市民が参加できるよう、事案によっては必要な開催回数を確保しているか。
- 開催しようとする場合は、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけているか。

※留意点

- ・開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

(開催記録の作成及び公表)

第 20 条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

(開催記録の作成及び公表) 第 20 条

- 意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しているか。
- 公表はどのような方法で行っているか。(情報公開コーナー等)

※留意点

- ・開催記録は、意見交換会に参加できなかった市民に対してもできる限り内容を明らかにし、意見交換会の透明性及び公平性を図ることを目的としている。  
従って、参加できなかった者に対して、市民と実施機関又は市民同士の意見内容の記録及び資料を公表するものとする。これにより、他の市民意見を収束し、自らの意見を発展させることに繋がると考える。

(ワークショップの開催)

第 21 条 実施機関は、ワークショップ (市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。) を開催することができる。

(ワークショップの開催) 第 21 条

- ワークショップを開催したときは、各人の発言について「良い」・「悪い」という判断をしていないか。
- 発言は、自由奔放にされているか。
- 発言の量を重視し、発言は多いか。
- 他人の発言を組み合わせ、意見等の発散と収束を行い、その結果を全体で共有しているか。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第 22 条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。この場合において、第 19 条及び第 20 条中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表) 第 22 条

- ワークショップを開催しようとする場合は、次に掲げる事項を公表しているか。
  - ・開催日時 ・開催場所 ・対象とする事案の内容 意見を述べることができる者の範囲
  - ・その他必要な事項(担当課名、参加可能人数(会場の都合により) 検討結果等の公表予定時期など。
- 開催しようとする場合は、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけているか。

※留意点

- ・開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

(住民投票の実施)

第 23 条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。

2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票の実施) 第 23 条

- 住民投票を行ったか。
- どのような事項か。
- 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めているか。

(その他の市民参加の方法の設定)

第 24 条 実施機関は、第 2 節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

(その他の市民参加の方法の設定) 第 24 条

- その他の市民参加の方法で行った方法とは何か。